

杉並区魅力発信事業業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区（以下「区」という。）では、これまで主に JR 中央線沿線におけるイベントや各種史跡、飲食店などの観光資源を活用したツアーの造成及び情報の発信等を行ってきましたが、今後は、JR 中央線沿線に加え、西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源を活用した「魅力発信事業」を行うことで、区内全域における一層の来街者誘致を図るとともに、商店街の店舗や駅等と連携した地域の活性化を目指すこととしています。

そのため、令和 4 年度は、本実施要領に基づき、公募型プロポーザル方式により西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源を活用した体験イベント等の実施及び各種情報の発信を通じて、当該地域の活性化につながる観光資源の調査・分析を行うとともに、区に対して、次年度以降の取組に向けた提案を行う事業者を募集・選定します。企画立案力やマーケティング力、分析力等に優れた多様な事業者からの応募を期待するものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

魅力発信事業業務委託

(2) 業務内容

西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源を活用した以下の事業を実施すること。

- ① 各沿線における観光資源の抽出・設定
- ② ①の観光資源を活用した（ア）、（イ）による事業の実施
（ア）体験イベント（ツアーやスタンプラリーなど）等
（イ）SNS 等による情報発信
- ③ ②による事業の実施結果を踏まえた各沿線の観光資源の有用性・課題や来街者の満足度等の調査・分析
- ④ ③の調査・分析結果を踏まえた次年度以降における商店街の店舗や駅等と連携した取組に向けた提案

※【補足事項】

- ① 業務内容には、関係する団体や事業所等との連絡調整や、調査・分析項目の設定等を含みます。
- ② 「西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源」とは、各路線の区内所在駅（各路線 1 駅以上）に所在する観光資源を指します。なお、西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源を活用した内容であれば、JR 中央線沿線等の観光資源を含めた提案も可能です。
- ③ 業務のターゲットは、活用する観光資源に実際に誘客可能なターゲットとしてください。なお、2「業務概要」-（2）-②の（ア）、（イ）でターゲットが異なっても構いません。

例) △△代の〇〇に住むファミリー層等

- ④ 「(ア) ツアーやスタンプラリーなどの体験イベント等の実施」については、西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源を活用し、各沿線で1回以上事業を実施してください。ただし、1回の実施で対象範囲に両沿線が含まれる場合は、各沿線1回実施したこととみなします。
- ⑤ 提案の中に見込み数値を掲げる場合、根拠を具体的に示すようにしてください。
例) 動画再生回数〇〇万回以上と明記する場合は、過去の類似事業の実績を併せて提示する等
- ⑥ 調査・分析は、西武新宿線及び京王井の頭線沿線の観光資源の有用性を確認するため、沿線別に報告してください。なお調査・分析の手法や対象は同一でも構いません。
- ⑦ 業務の実施は、令和5年3月31日までに完了してください。

※【参考】区の観光に関する基本データ

○杉並区公式情報サイト「すぎなみ学倶楽部」

<https://www.suginamigaku.org>



○中央線あるあるプロジェクト

<https://www.chuosen-rr.com/>



(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日

(4) 事業規模 (上限額)

5,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む)

3 参加資格

次に掲げる全ての条件に該当する法人であることとします。

- (1) 直近5年以内に、官公庁や民間企業等で提案業務又はそれに類似する業務の実績を1回以上有すること。なお、直近5年とは、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年を指すこととします。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476号)に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年1月17日杉並第53890号)に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は、以下のとおりです。

内容	期日等
実施要領の公表	令和4年4月6日（水）
質問受付期限	令和4年4月13日（水）午後3時まで（必着）
質問回答	令和4年4月20日（水）までに、区ホームページ「 令和4年度 プロポーザル案件のご案内 」で公開します。（「5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答」の（4）に記載の URL 又は QR コードをご参照ください。）
企画提案書等の提出期限	令和4年4月25日（月）正午まで（必着）
第一次審査結果通知 （書類審査）	令和4年5月10日（火）（予定）
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	令和4年5月16日（月）（予定） 場所・日時：別途、第一次審査通過事業者にご連絡します。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、令和4年5月下旬頃に通知します。（予定）

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

（1）質問の受付方法

「質問書」（様式1）に質問内容を記載の上、E-mail（PDF ファイルにして添付）により提出してください。なお、提出の際は件名を「【問合せ】魅力発信事業プロポーザル質問書（事業者名）」としてください。

（2）質問の受付先

「10 担当課（問い合わせ先）」に同じ

（3）質問の受付期限

令和4年4月13日（水）午後3時（必着）

（4）質問の回答方法

令和4年4月20日（水）以降、区ホームページ「[令和4年度 プロポーザル案件のご案内](#)」で回答

(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/index.html>)



6 企画提案書等の提出

（1）提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

(2) 提出部数

正本1部と副本8部をそれぞれ製本(A4縦長ファイル等で綴じる)し、提出してください。

(3) 提出方法

「10 担当課(問い合わせ先)」へ持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「魅力発信事業業務委託応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「10 担当課(問い合わせ先)」に同じ

(5) 提出期限

令和4年4月25日(月) 正午 必着

※持参、郵送を問いませんが、電子メールでの提出は認められません。

未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(6) 留意事項

① 様式4「企画提案書」は、1～5の設問について全てご記入ください。また、必要に応じて図等を添付し、具体的な案を記載の上、概ね10ページ程度としてください。

② 別紙「提出書類一覧」に掲げる各様式は、A4サイズ縦長カラーを基本とします。(ただし、A3サイズ等の場合は、片袖折りにし、A4サイズ縦長の形式で提出願います。)なお、別紙「提出書類一覧」のNo「1」～「8」の項目ごとにインデックスを貼り付け、ページの通し番号を記載の上、A4縦長ファイルに綴じてください。

③ (ア) 正本については、参加事業者が特定できるように作成をお願いします。

(イ) 副本については、審査に利用する関係上、「参加事業者の名称」や「参加事業者のロゴマーク」など、参加事業者が特定される情報の使用は控えてください。ただし、活用する媒体の名称や媒体のロゴマーク等については、この限りではありません。

※正本を複写し、副本として活用する場合は、副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等を黒塗りするなど、参加事業者が特定できないよう配慮をお願いします。

※企画提案書等に乱丁、落丁、黒塗り漏れ等、手続きに不備が多い場合は、失格となる場合があるので、特にご注意ください。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区魅力発信事業業務委託受託者候補者選定会議(以下「選定会議」という。)において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、「2業務の概要」の遂行に関し、適していると認められる事業者を受託者候補者として選定します。なお、区で設定する事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は、審査対象となりません。

(1) 評価基準の概要

① 法人の適格性

評価項目	評価内容
経営状況	経営状況
業務実績	提案業務に類似する業務の実績

② 企画提案内容の妥当性

評価項目	評価内容
業務の理解度・取組姿勢	・業務に対する理解 ・業務に対する取組姿勢
業務遂行体制	・統括責任者及び業務担当者の配置 ・その他の人員体制
観光資源の設定	観光資源の設定内容
体験イベントの実施	体験イベント等の内容
情報発信	情報発信の内容
調査・分析	調査・分析の内容
次年度以降に向けた提案	次年度以降に向けた提案内容
スケジュール	実施スケジュールの内容
費用対効果	積算内容

③ 総合評価

総合評価	審査全体を通じた総合評価
------	--------------

(2) 審査方法

本プロポーザルは、二段階審査方式で実施します。

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で資格や内容等の審査を実施し、第二次評価対象事業者を選考（第一次審査配点合計の6割以上の点を取得した事業者を対象に、上位2、3事業者程度を予定）します。第一次審査の結果は、令和4年5月10日（火）頃に、第一次審査参加事業者全てに対して通知します。

② 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施し、契約を締結する受託者候補者（配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。第二次審査実施方法等の詳細は、別途、担当課より第一次審査通過事業者に対して通知します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和4年5月下旬頃に、担当課より第二次審査参加事業者全てに対して通知します。
なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求められます。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。失格した場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 応募事業者の失格

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 参加資格を満たさなくなった場合
- ③ 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に、応募事業者（応募予定者の関係者を含む）は、選定委員会等の設置から選定の通知が来るまでの間、選定委員会委員及びこの募集に係る区職員（以下「選定委員等」という。）に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、目的が自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。ただし、以下のような場合は含まれません。

- ・実施要領に基づき区が実施する説明会・現地見学会等への参加
 - ・実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
 - ・現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
 - ・自らが構成員の一因となる団体（区との契約の相手方である等の利害関係がないものに限る。）と区が行う事業推進に関する意見交換会等の出席（当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。）
 - ・区が主催する審議会、意見交換会等への出席
- ④ 企画提案書等の提出期限が守られなかった場合。
 - ⑤ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合。

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。ただし、選定会議が認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しません。また、区は提出された企画提案書等について、必要に応じて使用できるものとします。

- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例（昭和 61 年 条例第 385）に基づき、公開することがあります。
- (6) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。
- (7) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、委託業務に係る仕様を 確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となり ますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。
- (8) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が区と契約を締結する場合には、業 務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第 三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾を必要とします。
- (9) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「8 参加事業者の失格」に該当するこ とが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位 の参加事業者と契約締結交渉するものとします。
- (10) 会議で審査をした結果、一定の点数を満たす参加事業者がいなかった場合は、受託者 候補者を選定しません。
- (11) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者は、本事業の実施に当たり旅行業法等の 関係法令を遵守するとともに、事故等が発生した際にはその損害等について責任を負う こととします。
- (12) 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を参考に感染症対策を講じ て事業を実施してください。
- (13) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合は、速やかに「10 担当課（問い 合わせ先）」に辞退届（様式 8）を提出してください。

10 担当課（問い合わせ先）

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー 2 階

杉並区産業振興センター 観光係

担当：石田・浅野・伊野

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土、日、祝日除く）

電話番号：03-5347-9184（直通）

E-mail：kanko-k@city.suginami.lg.jp

提出書類一覧

※この帳票を以下の提出書類に添えて提出してください。

No	提出書類	様式	提出部数	提出期限
1	参加申請書	様式 2	1 (正 1)	令和 4 年 4 月 25 日 (月) 正午 必着
2	事業者概要	様式 3	9 (正 1 副 8)	
3	企画提案書	様式 4	9 (正 1 副 8)	
4	見積書	様式 5	9 (正 1 副 8)	
5	業務実施スケジュール	様式 6	9 (正 1 副 8)	
6	提案業務又はそれに類似する業務の実績一覧	様式 7	9 (正 1 副 8)	
7	直近 3 期分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、販売費一般管理費明細表、株主資本等変動計算書)	写し	9 (正 1 副 8)	
8	直近事業年度 (決算年度) 1 年分の納税証明書 (「法人事業税及び地方法人特別税」、「法人税」又は「申告所得税」、「消費税及び地方消費税」)	写し	9 (正 1 副 8)	

※提出部数の「正」は正本を、「副」は副本のことを指します。

【注意事項】

- ① 全ての書類について、文字数は問いませんので、1 ページに収まらない場合は、複数ページになっても構いません。
- ② No.6「提案業務又はそれに類似する業務の実績一覧」については、直近 5 年以内の官公庁や民間企業等での類似業務の実績・効果等を記載してください。なお、直近 5 年とは、平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの 5 年を指すこととします。
- ③ No.8「納税証明書」に関する補足事項は以下のとおりです。
 - ・杉並区競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、提出が不要となる場合があります。
 - ・法人事業税は参加を希望する営業所が所在する都道府県で発行されたものです。
 - ・「法人税」又は「申告所得税」納税証明書その 1 及び消費税及び地方消費税納税証明書その 1 については、「その 3 の 3」での代用はできません。